

平成31年 1月29日 開 会

平 成 3 1 年 第 1 回

農 業 委 員 会 会 議 録

つ る ぎ 町 農 業 委 員 会

つるぎ町農業委員会会議録（平成31年 第1回）			
収 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3 町役場分庁舎 2階会議室		
開 会 時 間	平成31年	1月29日（火）	午後 1時30分
閉 会 時 間	平成31年	1月29日（火）	午後 1時50分

出 席 及 び 欠 席 委 員							
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠
会 長（2番）	坂本 誠治		○	委 員（7番）	丸本 昭		○
職務代理（8番）	堀部 勝博	○		委 員（9番）	藤村 晃	○	
委 員（1番）	三反田 哲雄	○		委 員（10番）	小栗 利文	○	
委 員（3番）	岡本 伸清	○		委 員（11番）	桑平 稔	○	
委 員（4番）	浅川 虎夫	○		委 員（12番）	松岡 和夫	○	
委 員（5番）	塩田 勇	○		委 員（13番）	小倉 正	○	
委 員（6番）	柴田 純二	○		委 員（14番）	西岡 勝幸	○	

議事録署名委員	1番 三反田 哲雄	14番 西岡 勝幸
---------	-----------	-----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 宮本 雅章 つるぎ町農業委員会事務局 檜地 誠
説明のため会議に出席した者職氏名	

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

付 議 案 件

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画による利用権設定について

日 程 第 3 その他

会 議 の 経 過

- 事務局長 寒い中、お疲れ様です。本年もよろしくお願いいたします。
定刻がまいりましたので、ただいまから平成 31 年第 1 回つるぎ町農業委員会を始めさせていただきます。
本日、2 名の方が欠席されておりますが、会議は、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定によりまして、成立しておりますことをご報告申し上げます。
あと、会長が先週より肩の不調により、吉野川医療センターに入院しておりますので、堀部さんに職務代理者をお願いしております。
それでは、堀部職務代理ご挨拶と議事の進行をよろしくお願い致します。
- 職務代理 一言、ご挨拶を申し上げます。
年も明けまして、平成 31 年最初の会議でございますが、委員の皆様には公私共に大変お忙しい中、ご出席賜りまして本会議が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。
昨年末より新聞にて取りあげられております、阿南市農業委員会による違法転用により農業委員、農地利用最適化推進委員に対する不信感が上がっております。
本町においてはそのようなことはないとは思いますが、農業委員、推進委員の皆様にはこれまで以上に優良農地の確保、違法転用などがないように、巡視等御協力をおねがいします。本年も健康には十分ご留意頂き、各委員さんのご理解とご協力を重ねてお願いいたします。
簡単ではありますが挨拶といたします。
- それでは、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第 3」まででございます。慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。
それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。
座っての進行と、させていただきます。
- 議 長 日程第 1「会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第 18 条によりまして、私が指名してよろしいでしょうか。お諮りをいたします。
- 各 委 員 異議なし
- 議 長 異議なしと認めます、それでは指名させていただきます。
「1 番委員」さん、「14 番委員」さん、をご指名いたしますのでよろしくお願い致します。
- (3 条申請)
- 議 長 続きまして「日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」お諮りを致します。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 座っての説明と、させていただきます。
それでは議案書 1 ページと会議資料の 1~17 ページを順次お開き下さい。

「農地法第3条の規定による許可申請について」

今回の申請は、2件でございます。

1件目の申請人は、譲渡人が「●●●●●」さん、譲受人が「●●●●●」さんで、申請地は、「半田字下竹53番・地目は畑・面積264㎡」の土地でございます。売買による所有権移転でございます。

2件目は、譲渡人が「●●●●●」さん、譲受人が「●●●●●」さんです。申請地は、「半田字東久保503番・地目は登記簿田、現況畑・面積460㎡」の土地でございます。贈与による所有権移転でございます。

以上、3条申請、2件について、下限面積等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。No.1の申請については、5番委員さんの担当地区となっておりますので、よろしくお願いいたします。

5番委員 No.1の申請地について、1月16日に現地調査を行いました。会議資料8ページの位置図にありますように、国道から県道上蓮小野線を八千代方面へ5.5km程入ったところに、下竹橋があります。そこを渡り、230m先に譲受人の中本さん宅がありその南側にあります。

申請地は、譲受人の自宅前にあり10年程前から管理を任せられ作付けしており、この度双方で売買の話が整い申請が上がったようです。権利取得後も引続き、従前どおり自家用野菜をする計画となっております。

問題ないかと思いますのでご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 只今のNo.1について、報告がありましたが、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号のNo.1については、承認することに決定致します。

議 長 続きまして、No.2の申請については、4番委員さんの担当地区となっておりますのでよろしくお願いいたします。

4番委員 申請地については、会議資料17ページの位置図にありますように、半田支所より県道上蓮小野線を900m程南に進むと町営の東地南の停留所がございます。そこから、東へ250m進みますと申請地があります。

譲渡人は譲受人の親類であり、遠方で暮らしているので、申請地は50年程前から譲受人宅が管理使用していたが、帰省の見込みもないので、この度、双方の間で贈与の話が整い、申請が上がったようです。

権利取得後は、現在のとおり畑として利用し、自家用野菜を栽培する計画となっております。

問題ないかと思いますのでご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 只今のNo.2について、報告がありました。ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号のNo.2については、承認することに決定致します。したがって、「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」は、すべて承認することに決定致します。

(利用権)

議 長 続きまして、日程第2・議案第3号、「農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の2～3ページと会議資料の18～27ページを順次お開き下さい。「農用地利用集積計画による利用権設定について」でございます。

1件目、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、半田字平良石 572 番地の畑、604 m²、半田字平良石 609-B の畑、600 m²を使用貸借権 4 年の再設定です。作目は柿です。

次に、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、半田字中藪 168 番地の畑、1,789 m²、同じく中藪 200 番地 1 の畑、225 m²、の計 2 筆 2,014 m²を使用貸借権 3 年の新規設定です。作目は中藪 168 番地は採草地、中藪 200 番地 1 は野菜です。

場所は、借受人宅の北隣と、旧徳島県立美馬寮から直線距離で 90m 程の所にあります。(P26 地図添付)

次に、「●●●●●」さんから公益財団法人徳島県農業開発公社に、半田字中藪 335 番地の田、1,450 m²を使用貸借権 10 年の新規設定です。作目は露地作物です。場所は、国道 192 号にあります梶石油より直線距離で 180m 程の所にあります。(P26 地図添付)

次のページに移りまして、「●●●●●」さんから、「●●●●●」さんへ、貞光字太田西 147 番地 1 の田、2,527 m²を賃借権 3 年の新規設定です。作目は水稻です。場所は、太田にあります慶正殿たにがわの北隣にあります。(P27 地図添付)

以上、再設定 1 件、新規 3 件、合計 4 件 6 筆 7,195 m²でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。

只今の「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、日程第2・議案第3号「農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

(その他)

議 長 次に、日程第3、「その他」について、議題と致します。
事務局より、「その他・事務連絡」があります。

事務局長 それでは、事務局より何点か事務連絡をします。
阿南で違法転用横行（記事）
（別紙にて、説明）

議 長 その他の件で何か意見はありませんか。

各 委 員 雑談……。意見なし。

議 長 ご意見がないようでございますので、これで本日の議案の審議はすべて終了致しました、長時間、慎重審議いただきまして、ありがとうございました。
以上をもちまして、平成31年第1回つるぎ町農業委員会を閉じることに致します。

終 了 午後13時50分

平成31年1月29日

つるぎ町農業委員会 職務代理 堀 部 勝 博

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 1 番委員

議事録署名者 14 番委員